

清代官員の公罪と私罪に関して

魏 敏

はじめに

一、公罪・私罪の定義

1. 公・私の意味
2. 公罪・私罪定義の歴史の変遷

二、公罪・私罪の区分

1. 公罪・私罪の註明
2. 公罪・私罪の区分原理

三、官員の公罪・私罪観

おわりに

キーワード：公罪、私罪、行政處分、刑事處分、行政犯、刑事犯

はじめに

清代において、官員の不正に対しては、刑罰と行政處分という明らかに異なる二つの懲罰手段が存在する。ただ、『大清律例』には両者が混在し、同じ条文の下に行政處分と刑罰の両方を同時に定めている例が多数ある。また清律の中の「文武官犯公罪」・「文武官犯私罪」のような条文では、官員に対する刑罰たる笞刑・杖刑を行政處分たる罰俸・降級・革職に換算することを規定している。このため、刑罰と行政處分という区分で官員不正の種類を論ずることはなかなか無理なところがあるといえざるを得ない。ただ反面、刑罰と行政處分が混在する律の中で

も、専ら行政處分だけを規定している處分則例の中でも、公罪・私罪を用いて官員の不正行為を区別している。そこで本論文ではこの公罪・私罪という対概念を明晰することにより、清代における官員の處罰制度の一側面を探って見る。

さて、この公罪・私罪の区分については、韋慶遠氏・柏樺氏は「公罪は基本的に行政處分を以って」、「私罪は刑事處分を以って」懲罰すると述べている¹。他に、戴炎輝氏が「公罪は大體に於いて行政犯と言うことができ、私罪は刑事犯と言える」と述べられている²。

後述するように私罪に対する處罰の中に行政的性格の處分と刑事的性格の處分の両方を含めることは法条文からはっきりと読み取れるので、まず韋慶遠氏と柏樺氏上記の見方は妥当ではないと考える。

それから、行政犯と刑事犯の説であるが、行政犯はまた法律犯とも呼ばれ、刑事犯は自然犯とも呼ばれ、行政犯と刑事犯の区別については様々な学説があるが、一つの区分の仕方を紹介すると、「両者の区別は、刑事犯が其の行為自身に社会的の罪悪性を有するものとして認識せられ、国家の命令又は禁止を待つまでもなく、社会の一員として人民はこれを犯さないだけの

¹ 韋慶遠・柏樺『中国官制史』東方出版中心、2006年、391-394頁。

² 戴炎輝「唐律に於ける除免當贖法」『法制史研究』、13号、1963年、76-77頁。

道徳的本分を有し、これに対して刑罰の制裁が科せられるのは、其の反道徳性・罪悪性を罰する所以であるに対して、行政犯は行政上の目的の為にする国家の命令又は禁止に違反する故にのみ、犯罪として刑罰の制裁を科せられる行為たることに在る。」³。それで、これは公罪・私罪の概念と対応できるだろうか。本稿は公罪・私罪の内容を詳しく解説してからその当否を検討する。

以下、まず伝統中国における公・私という二文字の意味を探求し、法規定上の公罪・私罪の定義を歴史的視点から述べてから、その次に時代を清代に絞り、公罪・私罪の註明が見える『欽定六部處分則例』を用いて、この区分の基準を確認し、最後にその実際効果たる当時の官員側の公罪観・私罪観について紹介してから本稿をまとめる。

一、公罪・私罪の定義

1. 公・私の意味

許慎『説文解字』は、公を「平分なり」、私を「姦邪なり」とする。それに対して溝口雄三氏は、甲骨文・金文の世界にも「公」という字があり、その形は『説文解字』が説明したような「八」と「ム」とは異なるので、許慎が「八」と「ム」の組み合わせから導いた「背私平分」という説明は甲骨・金文と合致しないと論ずる。そしてついで日中比較の視点から、中国の公も元々は日本古来の「おおよけ」と同様に、首長とか共同体の意味であったが、戦国期から漢代にかけて中国の公は次第に公平・公正

等の倫理性を帯びた概念になり、公と私は「平分」と「姦邪」という倫理・反倫理の対概念としてたちあられるに至ったと論じている⁴。

溝口雄三氏のこの説明に従えば、中国の「公」という字は歴史展開と共に三つの側面を持ったことになる。一つは「首長的な側面からの公家・公門・朝廷・官府など政治的な公」の群であり、もう一つは「共同体的な側面からの共同・おおびらの社会的な公」の群であり、そして三つ目は「均平や反利己の公と偏私や利己の私など倫理的・原理的な公」の群である（そしてこの第三の倫理的概念としての公は中国特有のものである）。またそれにつれて「私」の側も、上記の公の対概念として「官に対する民（私家）」「内輪事の隱私等」そして「曲私・利己等の反倫理」という三つの意味をもつようになる⁵。

そして伝統中国の官員處分規定に読み取れる公・私は、この最後の倫理的概念としての中国特有の公・私である。そこで、この倫理概念の色彩を帯びる公罪・私罪は法規上どう規定されたのだろうか。

2. 公罪・私罪定義の歴史的変遷

1) 唐律の中の公罪・私罪

公罪・私罪は法規上の用語として伝統中国でいつから登場したのかについてはよく分かっていないが、少なくとも唐律には既にその法規定が明確に読み取れる⁶。

名例律の「以官當徒」の小註は、私罪を次のように定義している。「私罪とは、私自に犯す、及び對制するに詐りて實を以てせず、請を

³ 美濃部達吉『行政刑法概論』勁草書房、1949年、4-7頁。

⁴ 溝口雄三『一語の辞典 公私』三省堂、1996年、26-29頁と46-50頁。

⁵ 溝口雄三、前掲書、54-59頁。

⁶ なお、梅原郁『宋代司法制度研究』、創文社、2006年、第2部の第4章「公罪・私罪の一考察——宋代の事例を

中心として」の註1に「公罪の文字そのものは、例えば『韓非子』八経はじめ、古い文献に見えないわけではない。しかしそれが、私罪と対比され、かつ官員の処罰として登場するのは、やはり隋の少し前あたりではないだろうか。」と述べている。

うけて法を枉ぐるの類を謂う。」⁷。この小註のすぐ後に疏議が加えられ、以下のようにそれを解釈している。「疏議に曰く、私罪とは公事に縁らず、私自に犯す者を謂う。公事に縁ると雖も、意が阿曲に涉れば、亦私罪に同じ。對制に詐りて實を以てせざるとは、對制は公事に縁ると雖も、方便にして實情を吐かず心に隱欺を挟む、故に私罪と同じ。請を受けて法を枉ぐるの類とは、人の囑請を受け、法を屈げて情を申べるを謂う。縦え財を得ざるも、亦枉法と為す。此の例既に多し、故に『の類』というなり。」⁸。

そして公罪についても、同じく小註に「公罪とは、公事に縁りて罪を致し、而して私曲なき者を謂う。」とあり⁹、また疏議には「疏議に曰く、私曲は相い須つ。公事の與奪にして、情に私曲無ければ、法式に違うと雖も、是公坐と為す。」とある¹⁰。

更に、滋賀秀三氏は、『唐律疏議』譯註篇において「名十七 以官當徒」条に以下のような詳しい「解説」を付している。すなわち、私罪と公罪を判定するために二つの要素が考えられている。一つは職務に関係するかどうか。そして職務に関係するとなると次には利己心の有無が問われ、利己心がなければ公罪となるが、利己心で犯した場合には私罪となる。一方、職務と関係がなければ、最初からすべて私罪となる¹¹。(表1)

表1 唐律の公罪・私罪

	意涉阿曲 (悪意をもつ)	情無私曲 (悪意をもたない)
縁公	私罪	公罪
不縁公	私罪	私罪

以上、唐律から読み取れる公罪・私罪である。次の宋代の刑統そのまま唐律を踏襲したが¹²、明律では随分変化し、その変化が清代によって引き継がれ、最後に完成された。

2) 明清律の中の公罪・私罪

唐律の法規定と異なり、明清律では（「官當法」自体が無い代わりに）公罪・私罪についての専條が設けられている。まず、清律の源流とも言える明律の規定は以下の通りである¹³。

文武官犯公罪 凡そ内外大小軍民衙門官吏が公罪を犯し咎に該る者、官は収贖し〔収贖とは財貨を払って罪を贖うこと〕、吏は季毎に類決し〔まとめて裁決すること〕、必ずしも附過せず〔附過とは官吏の名簿にその過ちを記録すること〕。杖罪以上は、明らかに文案を立て、毎年の一考し、罪名を記録し、九年に一次、犯したところの次数・輕重を通考して、以て黜陟に憑す。

文武官犯私罪 凡そ文官が私罪を犯し、咎四十以下は附過して還職〔現任に戻すこと〕せしめ、五十は現任から解職し別叙す〔外の官職を授けること〕、杖六十は一等を降し、七十は二等を降し、八十は三等を降し、九十は四等を降し、皆現任を解し、流官は雜職の内に叙用し、雜職は邊遠〔都から遠く離れた地域のこと〕に於いて叙用す。杖一百の者は、罷職して叙せず。如し軍官が私罪を犯さば、咎に該る者は附過して収贖し、杖罪は現任を解して降等して叙用す。罷職して叙せざるに該る者は降職して總旗に充てる。徒・流に該る者は地里

⁷ 『唐律疏議』、「名例」。

⁸ 同前。

⁹ 同前。

¹⁰ 同前。

¹¹ 律令研究会編、滋賀秀三譯註『譯註日本律令五 唐律

疏議譯註篇一』、東京堂出版社、1979年、「名十七 以官當徒」の「解説」。

¹² 『宋刑統』、「名例」。

¹³ 『大明律』、「名例」。

〔距離のこと〕の遠近に照依して各衛に發して充軍せしむ、若し事功を建立すれば不次〔尋常な次序に依らないこと〕に擢用す。未入流品官及び吏典が私罪を犯す如きが有れば、笞四十の者は附過して各々に職役に戻さしむ、五十は現任を免じて別に叙す、杖罪は并べて職役を免じて叙せず。

つまり、唐律において、公罪・私罪が散在し、他の法規定の附屬的な規定と見えると異なり、明律はそれを専用な条文を設けて独立させた。そして、公罪・私罪を区分し一定範囲の刑罰を行政處分に換算することと、公罪を軽く罰し、私罪を重く罰することは唐律と明律は同じであるが、ただ注意しなければならないのは唐律の「官當法」において、公罪・私罪は官員が重罪（徒刑と流刑）を犯した場合に刑罰を免除する際に働き、その換算は官職をもって罪に当てる仕方を取る（表2 なお、流罪は加役流を除き、徒四年と見直して計算する）。官員の輕罪（笞刑と杖刑、場合によって軽い徒刑も）は官當法の対象にならず、贖を収めて済むから、この時公罪・私罪の役割は考課令に見える¹⁴。それに対して、明律では公罪の場合に「取贖」、「附過」（考課に入れる）で換算されるが、私罪の場合は輕罪（笞刑と杖刑）のみ「附過」、「別叙」、「降職」、「罷職」等の行政處分と換算でき、徒刑と流刑の重罪は「充軍」となる。

表2 唐律の「官當法」

	五品以上の官	六品以下の官
私罪	一官=徒二年	一官=徒一年
公罪	一官=徒三年	一官=徒二年

清代に入ってから、この公罪・私罪の条文はまた一変する。清代では三回、大規模な律の修訂が行われた。順治律・雍正律・乾隆律がそれである¹⁵。そして、公罪・私罪については、清初の律は明律を踏襲し¹⁶、雍正三年に新しい条文ができ¹⁷、清末の『大清現行新律例』に至って改訂されるまで、清代を通じてそれが適用された（以下これを清律と称す）¹⁸。

文武官犯公罪（凡そ一應の私己に係らず而して公事に因りて罪を得る者を公罪と曰う）

凡そ内外大小の文武官、公罪の笞に該るものを犯せば、一十は俸一ヶ月を罰し、二十・三十は各々一ヶ月を遞加す（二十は二ヶ月を罰し三十は三ヶ月を罰す）、四十・五十は各々三ヶ月を遞加す（四十は六月を罰し五十は九月を罰す）、杖に該れば、六十は俸一年を罰し、七十は一級を降し、八十は二級を降し、九十は三級を降して俱に留任せしむ。一百たれば四級を降して調用す（若し吏・兵二部處分例に應さに降級・革職・戴罪留任すべき者は仍お例に照して留任せしむ）。吏典が犯せば、笞杖

¹⁴ 滋賀秀三、前掲書、73-92頁。なお、考課令自体は仁井田陞著、栗勁等譯『唐令拾遺』長春出版社、1989年、210頁を参照。すなわち、官人が罪を贖するとき、それは同時に、私罪贖銅一斤（公罪は二斤）につき「一負」、私罪贖銅十斤（公罪は二十斤）につき「一殿」という割合で考課上のマイナス点となり、「一殿」（＝「十負」）は考課の格づけを一段階下げる要因となる。

¹⁵ 楊一凡・蘇亦工編『中国法制史考証』甲編第七卷「歴代法制考・清代法制考」中国社会科学出版社、2003年、220頁。

¹⁶ 康熙年間に刊行された沈之奇『大清律輯註』からは清初の条文の姿を窺える。

¹⁷ 薛允升『讀例存疑』、卷一「名例律上之一」。

¹⁸ 沈家本『大清現行新律例』「大清現行刑律案語名例上」（清宣統元年排印本）は原律の「文武官犯公罪」と「文武官犯私罪」の条文を改訂している。ただ改訂内容は制度変更（笞杖刑が罰金に変更されたこと、また兵部の名前が陸軍部に変更されたこと）への形式的対応に止まる。

決し訖りて仍お留役せしむ。

文武官犯私罪（凡そ公事に因らず己れの自ら犯すところは皆私罪と為す）

凡そ内外大小の文武官、私罪の笞に該るものを犯せば、一十は俸二ヶ月を罰し、二十は俸三ヶ月を罰し、三十・四十・五十は各々三ヶ月を遞加す（三十は六箇月を罰し四十は九ヶ月を罰し五十は一年を罰す）、杖に該れば、六十は一級を降し、七十は二級を降し、八十は三級を降し、九十は四級を降して俱に調用す。一百たれば革職離任す。（贓を犯すものは此の限りに在らず。）吏典が犯せば、杖六十以上は罷役す¹⁹。

条文から分かるように、まず、明律には見えなかった公罪・私罪の定義は清律の条文内に現れる²⁰。次、「贖」という表現が全体に亘って見えなくなり、条文がより簡潔され、一目瞭然である。すなわち、文武官員ならば、公罪・私罪について、笞・杖罪までは皆刑罰を免れて罰俸・降級・革職等の行政処分をもって処理する。吏典ならば、公罪は皆役職に残り、私罪は杖六十以上免職される。考課等で再評価するような唐律や明律等のやり方が見えなくなり、きれいに行政処分に統一される形となる。その形式と内容から、ここの公罪・私罪はもはや当初唐律の「官當法」という重罪（徒・流）を官品で相殺されるような規定と考課令に見える輕罪（笞・杖）を贖をおさめさせてから「負」「殿」を付ける規定等の付屬的な存在ではなくなり、ここにあるのは、行政処分規定の整えることに

伴い、官員の輕罪（笞・杖）を罰俸から免職までの行政処分に換算する法規定自体である。正に条文後の総註に書いている通り、これは「乃ち文武官員を處分する大綱なり」²¹。薛允升が『唐明律合編』を編纂する際に、この二つの条文に関して「此の二律はすなわち有明一代の典章なり、唐律と同ぜず、今の律と亦異なる。」と註したのはこのためであろう²²。

そして、唐律全文における公罪・私罪に関しては、梅原郁氏の統計によれば、唐律本文に「公罪」や「私罪」が現れるのはそれぞれ二～三回に過ぎず、多くは「疏議」と「問答」の中に集中しており、そして公罪・私罪と同じ意味をもつ公坐・私坐等の用語も一緒に示せば、公坐が二十一、公罪八、私坐四、私罪十二となる²³。滋賀秀三氏は、唐律では公罪・私罪の区分は、以下の五つの点について働いていると指摘する。すなわち上記の①「官當法」の他、「②輕罪を贖する場合の考課上における『負・殿』計算の際の重さの違いともなる（名十五譯註三）。③流以下の公罪については、転任・退官後は訴追しないという特例がある（名十六第二項）。④私罪の共犯（名四十二）と公罪の連坐（名四十）、⑤私罪の自首（名三十七）と公罪の覺挙（名四十一）はそれぞれ対応した制度をなす。」²⁴。清律では、①と②の条文自体がなくなったり、条文内容の変更したりすることによって公罪・私罪の働きが見えなくなったりと異なり、残りの三つの条文には公罪・私罪の働きがはっきりと読み取れる（内容は少々変化があるが、基本的に唐律と同じ）。

いずれにせよ、伝統中国では、公罪・私罪の

¹⁹ 朱軾『大清律集解附例』。なお、雍正三年律に関して雍正五年律という説もあるが、ここでは楊一凡等の雍正三年律の説を採用する。楊一凡等、前掲書、71頁。

²⁰ 明律にはその定義を見当たらないが、『明會典』（卷百六十一「刑部」の「名例」）にはこの定義と同じものが見える。

²¹ 朱軾、前掲書、卷一、「名例」の「文武官犯罪」。

²² 薛允升『唐明律合編』、卷二、「名例」の「文武官犯罪」。

²³ 梅原郁、前掲書、717頁。

²⁴ 滋賀秀三、前掲書。

区分によって、公罪を軽く、私罪を厳しく罰するのは、私罪を減少する目的にある間違いない。韋慶遠氏・柏樺氏が滋賀秀三氏と同様に、公罪と私罪を「失」と「犯」（「故」）で区分し、両者の目的について、公罪を懲罰する目的は「励ませる」ことにあり、私罪を懲罰する目的は「儆（いまし）める」ことにあると指摘している²⁵。

ただ律文が言う「公によって罪を得る」と「公に因らず自ら犯す」の区分、「故」と「失」の区分が具体的に何を指すか、換言すれば、官員が行う千差万別の違法行為についてどれが公罪でどれが私罪かを具体的にどう判断していたのかは、なおその先の問題として残される。そこで以下では公罪・私罪の判断の手引きと考えられる處分則例を用いて、より具体的に検討していくことにしたい。

二、公罪・私罪の区分

1. 公罪・私罪の註明

谷井陽子氏は、則例に関する専論において、各部の則例と比較して「處分則例が、あくまでも具体的な處分、すなわち公罪・私罪の別、罰俸や降級の数などを明記している」ことを指摘する²⁶。

ここで一点付け加えれば、處分則例が「公罪と私罪の別」を具体的に明記し出すのは実は清代の後半からであり、少なくとも乾隆年間までは、公罪・私罪の分別は個別事例の議處に際して内閣が一「夾籤」する方式で行われてい

た。この事実は例えば乾隆三十三年十一月一日の諭から読み取れる。そこでは明確に「況んや内閣が票擬する（皇帝に上奏されてきた公文書について、内閣が回答・指示の原案を作成し票劄に書いて公文書と一緒に皇帝に提出すること）に、現に公罪・私罪を以て分別し籤を挟む」と書かれている²⁷。それに対して嘉慶二十五年の上諭においては、「吏兵二部に著して、各々に心を尽くして處分則例を確覈し、各條の下に於いて皆公罪・私罪の字様を註明せしむ。其れ公罪に降調革職に至る有り、事の重大に關するにあらざる者は酌して竟に縦うに改めよ」と、處分條例に公罪と私罪を註明させ、また公罪の處罰を寛大に改めるように命じられている²⁸。これが公罪・私罪の註明を命じた最初の上諭なのかどうかは確言できないが、少なくともこれ以後は、處分則例の各条文に小註を付ける形で公罪と私罪を分類する仕方が定着する。

これを逆に言えば、乾隆期までについては、公罪と私罪の具体的な姿は実は個別事例の分析を通じて解明する他はない。しかし筆者の力では個別事例をすべて探索することができないので、ここでは便宜的に、それら事例を再整理して成った光緒年間の處分則例の注記を用いて、公罪・私罪の区分原理を探求する。

2. 公罪・私罪の区分原理

處分則例の条文には、公罪の「杖九十」の後ろに「加級・紀錄は其の抵銷を許す」とあり、また私罪についても同じ箇所「加級・紀錄が

²⁵ 韋慶遠・柏樺、前掲書、「第11章 職官管理制度」、391-394頁を参照。

²⁶ 谷井陽子「清代則例省例考」『東方學報』、京都 67、1995年、137-239頁。

²⁷ 『大清會典事例』、卷五百九十八「兵部處分通例」。

²⁸ 『六部處分則例』、卷一、「公式・處分條例註明公罪私罪」。なお、雍正・乾隆年間の處分則例の編纂様式を

見ると、いずれも序はなく第一巻は「陞選」である。また「公式」の章が現れ始めるのは嘉慶年間の處分則例からである。東京大學東洋文化研究所に所蔵される『欽定吏部處分則例四十七卷』（雍正三年、官撰、刊本）と『欽定吏部處分則例四十七卷』（乾隆七年、官撰、刊本）を参照。

有ると雖も抵銷を許さず」という小註がある。すなわち、官員が加級・紀錄を以て罰俸や降級處分と相殺することは、公罪に限って許される。また處分則例には「級紀抵銷〔官員が加級・紀錄を以て處罰を相殺すること〕は公罪・私罪を分別すべし」という条文がある。つまり、清代は、「級紀抵銷」の可否の形をとって、公罪に対する處罰と私罪に対する處罰の差異をより大きなものとしている。

このように律であれ處分則例であれ、公罪への對處方法と私罪への對處方法との間に大きな差を設けており、どちらに転ぶかで運命は相当に異なる。ただ律の定義にはなお曖昧さが残り、実務に於いて公罪に当たるか私罪に当たるかが判断しにくいケースが存在することは容易に想像される。そこでその判別を便ならしむべく處分則例に公罪私罪が明記されることになる。

本論文で取上げる光緒年間の『欽定六部處分則例』（以下『六部處分則例』と称す）は五十二卷から成り、第一卷「公式」において處分に関する通則的な内容を並べ、第二卷から第五十二卷までは項目毎に事例を集成する。そしてそれら全事例について逐一、公罪・私罪の区別がなされている。

では、その区別の原理は何處にあるだろうか。清代における公罪私罪区分の実際の姿はそこにこそ見て取れる筈である。ただ筆者が検討した限りでは、各状況に応じて公罪・私罪の判断基準が激しく異なり、統一的説明は非常に困難である。そこで以下ではパターン1とパターン2を分けて、当時の公罪・私罪の区分について部分的な考察を試みる。

① パターン1：「失」と「故」で決める

パターン1は、公罪・私罪の区分の理由が、条文の文字遣い等から比較的簡単に読み取れるものである。例えば處分則例の中では、公務における単純な手遅れや不注意、或いは過失を強調して「失」・「失察」・「失檢」等の用語を使う条文は殆ど公罪とされており、同じく公務の執行に消極的な不作為を強調する「(放)任」や「縱(容)」等の用語を使ったものと、私欲を處罰し故意を強調する「徇情」や「需索」や「隱匿」や「捏報」等の用語が現れる条文は基本的に私罪とされている。所謂「失」と「故」の区分である。

公務における単純な手遅れや不注意等の代表例としては、「違限」や「遺漏」が挙げられる。まず「違限」であるが、清代では官員等の公務の完成に期限が付けられ期限通りの執務が期待される。その極端な場合に、肝要な項目については完成の割合によって賞罰を下し、所謂考成である²⁹。そして、これらは殆ど公罪となっている³⁰。

「違限」という言葉ではなくても類似した意味の「遲延」もこの類の公罪である。清代では官員が任命を受けた後、一定の期間中に赴任しなければならない。例えば吏部が月選（銓選のこと）した京官は、十日以内に着任しなければならない。もし病気に罹ったり他のできごとで期限内に着任できない場合には、漢官は印結（満官は圖結）を吏部に提出し記録に残す。ゆえなくして期限の内に着任しなければ罰俸三個月として公罪となる³¹。外官は赴任先によって處理方法が異なり、それが例文上に極細かく定められている。例えば同じ江蘇省でも江寧・常

²⁹ 清代の考成に関して、筆者が書いた以下の論文を参照。「考成——清代中国文官監督制度の一端（一）（二）」、(京都大学)『法学論叢』171巻1号・4号、2012年4月・7月。

³⁰ 主観的な故意を強調する場合を除けば、『六部處分則例』巻二十五、「催徵」と、巻二十六「解支」と、巻二十八、「承追」等がその典型である。

³¹ 『六部處分則例』、巻七、「赴任・京官到任違限」。

州・鎮江は四十五日以内、淮安・揚州・徐州・海州は四十日以内、蘇州・松江・通州は五十日以内、太倉は五十五日以内と定められている³²。そして、地方に赴任する官員が、その際に原籍地に帰省する必要やお墓の修繕等の事情がある場合には、赴任先と通りがけとに関わらず、そのための休暇を申請し吏部が許可すれば、それは上の着任期限に入らなく別の計算になる。もし休暇の申請を行わず勝手に原籍地に帰れば、「違令私罪」に照らして罰俸一年を下す。更にこれで期限を越えた場合にまた遅延例によって譏處される³³。

他に「遺漏」もこの類である。「遺漏」とは注意が足りなくて手抜かりのあることを言う。「査對冊檔」では、文選司（文選清吏司のこと、吏部の下の機構であり、文官の品級と選・補・陞・調を掌る。）の下にある題稿房と筆帖式科で檔案の遺漏また錯誤があれば公罪となる³⁴。

また反対に執行責任者の消極的な態度を強調して特に私罪と定めるケースがある。例えば「滇省廠員考成」という一例を挙げると、考成の対象となる一年間に生産する銅斤（重量が一定した銅錢）について、銅廠の廠員が普通に勤務して欠けた場合には公罪となるが、「漫無調劑、任意廢弛」が原因であり且つ早速に補足しない場合には、督撫は特参され、廠員は私罪となる³⁵。ここで廠員の不作為、特に「任意」に放置したという主観的な態度が問題とされている。

更に故意に行った場合について私罪とされる

ことは当然である。處分則例の「掲参劣員」という一条文では、上官（督撫と巡撫がお互い糾参するに関して別の規定があり、次のパターンで述べる）が貪婪たる「屬員」を「掲参」せず、「失察」の場合に公罪であるが、「徇庇」の場合に私罪となる³⁶。他に、例えば京察を行う際にその書類の移送について、「各衙門が文冊を移送するに、如し徇情して遺漏・舛錯（間違いのこと）等の事が有れば、吏部・都察院・吏科・京畿道はすなわち查出して題参せよ。徇情した者は二級を降して調用す（私罪）。遺漏・舛錯した者は違令公罪律に照らして俸九個月を罰する（公罪）。」とあるように、単に遺漏・舛錯した者と徇情して遺漏・舛錯した者を区別して、それぞれを公罪・私罪に帰す³⁷。

これ以上一一例を挙げることはしないが、上記のようなキーワードが用いられる場合には、その有無が公罪私罪区分と対応するだろうことは容易に読み取れる³⁸。

ただそれでも時に例外があることは注意しなければならない。

まず「遅延」について見てみると、例えば「丈勘報墾地畝」（報じた開墾土地の面積を測量すること）の例では、「地畝を丈量するに遅延」することを公罪と定めるが³⁹、以下のように「遅延」を私罪と定める例もないではない。咸豊六年に「陵寢官員出差告假回任遅延」という新しい例が定められる。この例は、陵寢官員が出張して回任する際にほしいままに滞在し、期限を超えれば私罪となる。なお、墓参り等の

³² 『六部處分則例』、卷七、「赴任・憑限」。

³³ 『六部處分則例』、卷七、「赴任・外官赴任違限」。

³⁴ 『六部處分則例』、卷三、「陞選・査對冊檔」。

³⁵ 『六部處分則例』、卷二十二、「錢法・滇省廠員考成」。

³⁶ 『六部處分則例』、卷四、「舉劾・掲参劣員」。

³⁷ 『六部處分則例』、卷五、「考績上・京察會覈事宜」。

³⁸ 単に一部の例であるが、『六部處分則例』、卷九、「本章」（「題本」・「章奏」のこと）では「籤錯誤」や「本章遺漏未發」や「遺失紅本科抄」を、また卷十、「印

信」では「失察盜用印信」や「失察假印」や「遺失印信」等を過失と見て公罪とするのに対して、卷九「本章」の「提塘傳抄事件」では「各省抄房在京探聽事件、捏造抄報、係官革職提問（私罪）」、また卷十「印信」の「換鑄印信」では「屬員請換印信、該上司收取使費者革職（私罪）」とあるように、書類を捏造したり余計な費用を収用したりすれば私罪になる。

³⁹ 『六部處分則例』、卷十九、「田宅・丈勘報墾地畝」。

ことで許可された休暇の内に戻らなければ、また、當差及び陞・補の官員が延期して着任しなければ、皆この例に従って處罰される⁴⁰。

また「遺漏」についても、「呈明迴避」例、「凡そ寄籍（祖籍以外のところで長期に居住し、そこで取得した籍）・祖籍（原籍とも言う、祖先の居住地）は俱に一體迴避すべし。部に在りて投供（ポストを得られた官員を吏部に行かせ、履歴單一紙を書かせること。『六部成語註解』。）する人員は先ず赴選文結の内に申報し、並びに同郷の京官の印結聲明を取り備えしむ。もし呈報を遺漏すれば本員をば一級を降して調用す（私罪）」の如く、私罪とする例がある⁴¹。

すなわち、「遅延」、「遺漏」といった見方で「失」の行為であっても私罪として處罰される可能性がある。その理由として考えられるのは恐らく立法者にとって最も不都合な「遅延」、「遺漏」であり、それを厳しく取り締まろうとするからであろう。ただ、これらはあくまで例外であり、處分則例の中でも極少数であることは確かである。立法者のこの傾向がより明白に読み取れるのは次のパターン2の規定である。

② パターン2：「失」と「故」を問わない

パターン1が、例外はあるにせよ、文言を通じて基本的な判断基準（多くの場合は主観的要因）がある程度明確になっている例であるのに対して、パターン2は行為主体の主観性をあまり配慮せず、ある行為自体を一括して公罪あるいは私罪と定める形である。例えば上で挙げた「掲参劣員」という条文では、總督と巡撫が互いに糾参する義務を論ずる際に、「總督が貪婪たるも巡撫が糾参を行わず、巡撫が貪婪たるも總督が糾参を行わず」、その場合に「失察」と

「徇庇」とを區別せずに一括して私罪と定めるのがその一例である⁴²。

また地方高級官員が離任する際の官印の處置方法についても同様の例が見える。官僚システムにおいて文書が命令伝達方法として重要な位置を占める以上、官印は不可欠なものである。故に、その管理に関しては周到な定めが用意される。清代では總督巡撫が離任する場合には、その官印を他の高級官員に預け代理させる。例えば總督と巡撫の両方ある省では、離任する總督は巡撫に官印を渡し兼任させ、また巡撫が離任する場合に總督に渡し兼任させる。また總督を設けてない省及び巡撫と總督が同城ではない省では、巡撫が離任する時には布政使に渡して保管してもらうことになる⁴³。ただそうした官印の手渡しには、場合によっては先行する手続きが必要になる。例えば處分則例には督撫が丁憂（父母の喪に服すること）で離任する時に慌しくその官印を手渡してはいけないとして、以下のように定める。「督撫が丁憂するに、遽に送印を行うを得ず。其の任内の文卷は先に司道の一人を擇して代行せしめ、論旨を恭しく候ってから始めて離任を行う。若し定例に違わず代〔代理する人〕を候たざれば、違制を以て論じ革職す。（私罪）」⁴⁴。ここでは、離任を承認する論旨が届く前に代理官員を待たなく離任してしまった督撫については、本人の主観性を問わず、直ちに定例に違わずとされて容赦なく私罪とされる。

ただ他方では同じようなルール違反について公罪と定められる場合もある。例えば「外官告病」という一条がある。清代では地方官が病気を患って執務が出来なくなった場合に解任を願うことができ、これを「告病」という。そ

⁴⁰ 『六部處分則例』、卷七、「赴任・陵寢官員出差告假回任遅延」。

⁴¹ 『六部處分則例』、卷三、「陞選・呈明迴避」。

⁴² 『六部處分則例』、卷四、「舉劾・掲参劣員」。

⁴³ 『六部處分則例』、卷八、「離任・督撫離任」。

⁴⁴ 同前。

して同じくこれにも一定の手続きがあり、處分則例には地方官員の「告病」手続きが細かく定められている⁴⁵。「外任官の告病する官員が、給諮〔督撫が吏部に諮文を出すこと〕を候たずに回籍すれば、俸一年を罰す（公罪）。」と定めている。ただこの場合も官員の主観性が一切問われていない。

また「議處」をめぐる失敗についても同じような対比を見ることができ。「議處」とは官員が弾劾される場合に、皇帝の旨に従ってその罪状を（吏・兵）部に送り、部に處罰を議させることである⁴⁶。處分則例の卷一「公式」に「議叙議處事件辦理未協」と卷二「降罰」⁴⁷に「議處事件不得增刪例文」⁴⁸がある。

前者の方は議處が「允協」（適切）ではない場合を述べ、それを公罪と定める。後者の方は結果的に同じく適切ではないが、律例を援用するに字面だけを見て当て推量の解釈をし、更に断章取義して自分に都合のよい部分だけを引用し、本来より重い處罰を下すべきなのに、それによって處罰を軽くさせた場合に担当の官員を處罰し、そしてこの場合に私罪となる。

ただ、ここまでの限りでは、パターン2では公罪・私罪の判断は客観的行為だけから自動的に決まるかのように結論できそうにも見えるが、ここで面倒なことに客観的行為が同じであっても、行為主体が変わると公罪・私罪の判断が異なる例がある。

例えば、丁憂の場合に報告なしに勝手に離任した場合、現任官員であれば私罪となるが、部に「投供」した「候補」・「候選」官員であれば公罪となる⁴⁹。

他に、官員が「含糊〔あやふやであること〕にして題奏する」に関しても同じことが起こる。清代では基本的に題奏できるのは高級官員（及び科道官）である。そこで、屬員が皇帝に何かを申し立てる場合に、その高級官員たる上司に代わって題奏してもらう。そこで、督撫が「含糊題奏」すれば公罪となるが、その屬員が督撫に代理を願い出る時に「含糊」すれば私罪となる。

以上から考えれば、パターン2は官員本人の「失」と「故」で判断するより、むしろ公務内容の重要さでまたは結果の嚴重性から公罪・私罪の区分を考量したように見える。立法者にとってより厳しく禁止すべき行為を私罪とし、比較的容認できる行為を公罪とする。これは結果判断から生まれる実用主義と見える。その結果として、パターン2について条文末尾の小註がなければ公罪か私罪かは容易に判断がつかない。また上述べたパターン1にも例外があることと併せて考えると、結局、何が公罪になり何が私罪になるかをめぐっては、すべての状況に適用できるような不変な原則はなく、最後はケース毎に条文の記載を調べる他に道は無かったと思われる⁵⁰。

⁴⁵ 『六部處分則例』、卷十三、「事故・外官告病」。

⁴⁶ 『六部成語註解』「吏部」の「議處、官員被參奉旨將其所犯之罪狀下部議罰」。

⁴⁷ 『六部處分則例』、卷一、「公式・議叙議處事件辦理未協」。

⁴⁸ 『六部處分則例』、卷二、「降罰・議處事件不得增刪例文」。

⁴⁹ 『六部處分則例』、卷十三、「事故・官員呈報丁憂」なお、「候補」は官職が決まって未だにポスト空きを待つ者を指し、「候選」は吏部の銓選を待つ者を指す。両方とも実際の官職に就いていない（前掲『六部成語註解』）。また、肖宗志『候補文官群體與晚清政治』、四川出版集團巴蜀書社、2007年、18-21頁。なお、実証的な研究によって以下のことが明らかになった。すなわち、清代では「科擧の合格者えある進士を始めとする新規採用者はともかく、一時的に職を離れ、これか

ら職務に復歸しようとする者が毎日のように現れる。清代の候補制度は、このような職務復歸しようとする者を対象に作られたのである」。しかし、「清代中期以降になると、『候補』といえば、その大半は捐納出身者であり、しかもかつて任官したことがない者も数多く含まれていた。」と指摘された。伍躍『中国の捐納制度と社会』第4章「捐納出身者の登用と候補制度」京都大學學術出版会、2011年、187-246頁。

⁵⁰ しかも事情となれば、当然にそれは事案毎に様々であり、五十二卷からなる『六部處分則例』には当然すべての状況が予め記載されている譯ではない。そうした場合には、改めて皇帝の判断を仰ぎ、そこから新しい例が作られることになる。

三、官員の公罪・私罪観

律で公罪を輕罰し、私罪を重罰することと、處分則例の「級紀抵銷」は公罪に限っていることによって、清代では公罪と私罪の間に大きな差が生じた。その実際の効果としては、「公罪は無かるべからず、私罪は有るべからず」という官員の公罪・私罪観が形成された。

清の陳其元（1812-1882）は、『庸閑齋筆記』の「官を作すには須らく公罪私罪を明らかにすべし」という項目の中で、自分の体験を挙げている。陳其元は蒯德標から「官を為す者は、私罪は有るべからず、公罪は無かるべからず」と教えられた。その上で陳其元が「蓋し公罪を免れんと求めるはすなわち私罪たり」と感嘆した例として、自分が所轄する青浦というところで発生した実例を挙げる。青浦である日に盗案が発生した。現場では「盜」（強盜事案）と確認したが、被害者の兄である衙門の役人が翌日の呈詞で「竊」（窃盜事案）と稱してきた。そこで陳其元が疑問を持ち、「既に現場を検証して、時に臨みて強（盜）を行うとしたのに、何故『盜』と言わないのか」と聞いたところ、その役人は贓物の数が多くないので却って本官（陳其元）が處分を受けることを恐れましたと答えた。陳其元は大笑いして「一度作吏を行えば既に陞沈（昇級と降級）を度外に置く。爾は知らざるや、失盜其の責は輕く、諱盜〔盜案を隠すこと〕其の咎は重し。我は寧ろ公罪に就くのみ。」と言い、盜案と報告した。後に一年六ヶ月の期限内に犯人を掴まえることができず、公罪で「一級を降して調用す」という處分を受けた。陳其元は『陸清獻公年譜』という書物で、「天下第一清廉」（魏象樞が陸隴其を推薦し

た時に使った言葉）の官員である陸隴其が自分と同じく「劫盜」案件を事実通りに報告したことを述べ、自分の行為は先賢と同じであると自評している⁵¹。

役人の言う通りに竊案だと報告すれば、犯人の緝拏には期限が定められていないので處罰の対象とならないで済んだ筈である。ところが陳其元は盜案だと報告した。何故かと言うと、處分則例には「諱盜」という規定があり、「州縣官が盜を報ずるを諱む、及び強を諱みて竊と為す者は俱に革職す（私罪）」⁵²。

陳其元は「失盜」（盜犯を捕まえないこと）は公罪であり、「盜案」を諱んで「竊案」として報告すれば、「諱盜」という私罪になることを考えて、輕重を比較判断して盜案のままに報告した。

こうした「私罪はあるべからず、公罪はなかるべからず」の考えは、方大湜『平平言』でも同じく示されている⁵³。

公罪は級紀と相殺できるのに対して、私罪は相殺できない。輕重は明白である。公罪を犯して多少の處分を受けても、私罪は決して犯さないとこの考えこそ、公罪・私罪を区分する本来の目的であろう。

ただ公罪と言っても自分の官員生涯にマイナスの影響を齎すことは確かであるのに対して、私罪であってもそれが発見されなければ問題にはならない。例えば、陳其元が「盜案」を当事者の意見に従って「竊案」として報告しても、發覺さえしなければそのまま済むだろう。清代の多くの官員が、案件に遇う度にいつもこのような即時の判断を行っていたことは容易に想像できるだろう。このジレンマに挟まれる各官員の内心を探求する道はないが、ただ、公罪・私罪の本来の目的が必ずしも何時もうまく達成

⁵¹ 陳其元『庸閑齋筆記』、卷一百三十一、「作官須明公罪私罪」。

⁵² 『六部處分則例』、卷四十一、「盜賊上・諱盜」。

⁵³ 方大湜『平平言』、卷一、「公罪・私罪」。

されたとは限らないことは確かである。

まず執務の過程で私罪を犯した事案も少なくなかった。例えば『清史稿』呉其濬の列傳には、彼が道光二十年に査辦した案件についての記事がある⁵⁴。罪状は多岐であるが、主となるのは「非刑逼供」と「平民を無闇に拏責」である。

案件の事実の概は以下である。当時の湖廣總督の周天爵が、候補知縣の楚鏞を、總督衙門の「讞員」（案件を審理する官員）にした。ところが彼は「非刑」（法律規定外の拷問手段のことである。「飛禽椅」や「快活櫬」等を指す）を使って犯人の供述を求め、結局多くの囚人が死んでしまう。また周天爵は楚鏞に私塩の監督をも任せしたが、楚鏞は残酷で「例不禁捕」の人を逮捕し拷問を加えて数人を杖斃した⁵⁵。結局、楚鏞につき、「私罪は杖一百流三千里に照らして杖一百流三千里と擬す。旨を請う。重きに従って新疆に發して苦差に充当せしむ」。「湖廣總督周天爵は例に違ひ種種の非刑を創造し、又委員楚鏞を信用し署に立てて審案させほしいままに濫刑を施用せしめ、多人を斃するを致す。……一途に徇縦す。」云々⁵⁶。同じく私罪で「職を褫奪し伊犁に戍る」と罰された。

そしてこの總督の周天爵について、『清史稿』の列傳は「少^{わか}くして堅苦を以て自立し、王守仁之學を篤信す」、「民を愛すること子の如くし、悪を嫉むこと仇の如くす。古の良吏なり。」と評価している。実際、彼は至る所で盜賊の頭を捕まえ、法の網を逃れた犯人はいない。ただ同時に彼はその残酷さも有名であり、時々弾劾さ

れている。上記の二十年の事件で弾劾された後に再び起用されたが、二十三年に同じく濫刑等で弾劾され休致させられている⁵⁸⁷。ただ死後には「文忠」という諡を貰い「海忠介復生」（海瑞の生まれ変わり）とも評価されている⁵⁸。この二十年の事案において、彼は自分の利益をはかるために非刑を作ったとは考え難く、また楚鏞についても特に「私」のためといった文言は出てこない。ただ非刑を設け人命を殺せば、たとひ百姓のため悪を戒めると言っても、また公務の執行だとしても、やはり私罪になる。

「私罪はあるべからず」は、これは公罪・私罪を定めた法の旨と一致し、正に法の制定者の目的である。而して、「公罪はなかるべからず」は官員が直面する現実である。両方できるのは確かに理想的な官員像ではあったが、誰もがそれを行い得たわけではない。当時の官員にとって最も現実な問題としては多数の考成項目の完成という務めがある。考成内容を達成できなければ處分を受けるので、その處分から逃れるために情報を隠匿したり捏造したりして公罪を隠す者もいれば、考成を達成するために、残酷な措置を取り百姓に禍を齎す者もいる⁵⁹。

終わりに

以上、伝統中国で行政的な法規定が最も整理された清代における公罪・私罪の定義と区分を検討した。結論を先にいうが、この対概念は本稿の「はじめに」において挙げた先行研究に論じたれた行政處分・刑事處分と対応した概念で

⁵⁴ 『清史稿』、「列傳一百六十八」。

⁵⁵ 『清刑事律法文書七種』第1冊「吳其濬等奏稿」、国家圖書館藏歷史檔案文獻叢刊、全國圖書館文獻縮微複製中心、2010年、147-174頁。なお、「飛禽椅」について、「係將人反跪椅後、兩膀橫張、縛于椅背檔上。將挖孔木墩裝貯磁鋒、令其蹠膝跪上、將脚心反向。不過片時、即有招供。為時稍久、即有暈絕。其受刑狀与飛禽

舉翼相似。」、「快活櫬」について、「櫬上斜木椿」、「將人仰縛于上、脚蹠下墊用磚塊」。

⁵⁶ 同前。

⁵⁷ 『清史稿』、「列傳一百八十」。

⁵⁸ 『九朝新語』、卷十五、近代中国史料叢刊第45輯、1924年。

⁵⁹ 筆者前掲論文。

もなければ、現代法理論の中の行政犯・刑事犯と対応している概念でもない。

まず、前者の考え方に関して、唐律の「官當法」と明清代の「文武官犯公罪」・「文武官犯私罪」の条文からはっきりと読めるように、公罪と私罪の何れも行政處分又は刑事處分に罰することが可能である。「官當法」で官職を以って公罪と私罪の徒刑と流刑を換算する自体は公罪が五刑に入ることを証明する。明清律で私罪に対して、行政處分と「充軍」等の刑事處分と両方用意されており、公罪＝行政處分、私罪＝刑事處分という図式は成り立っていないことは明白であろう。清代に限って言えば、官員に対する罰は、罰俸や降級や免職などからなる行政處分と五刑（笞、杖、徒、流、死）からなる刑事處分と両方存在する。むしろ、本稿の「一、公罪・私罪の定義」で論じた通り、公罪・私罪が設けられているからこそ、刑事處分のうちの笞刑・杖刑（唐代では徒刑・流刑）が行政處分に換算されることが可能になったという理解はより素直であろう。

次は後者の行政犯・刑事犯の考え方であるが、律文にある「公事に縁り」而して「私曲なき」と「私己に係らず」「公事による」や、「私自に犯す」及び「對制するに詐りて實を以てせず、請をうけて法を枉ぐるの類」と「公事に因らず」而して「己れの自ら犯すところ」等に注目すれば、公罪＝国家の命令又は禁止に違反する＝行政犯、私罪＝社会的の罪悪性を有する＝刑事犯という図式が成りがちであるが、本稿「二、公罪・私罪の区分」の部分で挙げた清代の處分則例の事例はそれと齟齬するものが多数ある（特にパターン1の例外の部分とパターン2）。例えば、上で挙げた同じく手続きが終わる前に職場を離れる行動であるが、「督撫離任」と「外官告病回籍」の規定は同じく国家の命令又は禁止に違反する＝行政犯と考えられるが、處分則例は前者だけを私罪に規定し、そし

て刑事犯又は刑罰と罰したわけではなく、単にそれを厳しく免職という行政處分を受けた。

そこで清代の公罪・私罪区分については一体どう理解すべきか。それについてまとめておけば、以下の二つの視点から見る事が可能である。

第一は、「罰」という視点から見る仕方である。公罪・私罪の区分は、官員の不正行為の輕重を区分する役割を担う。これは既に唐律にもある役割であり、適用の原則は当然に「公輕私重」である。

ただ、公・私と悪意の有無との関連は唐代と清代では少し異なる。滋賀秀三氏は唐律について「私罪とは公務と関係なく私人として犯す罪のすべて、および悪意をもって公務上で不正・違法をなす罪を言い、公罪とは公務上で手落ちがあつて法に照らして罪となるけれども、悪意のない場合を言う」と述べるが、上述した通り、清代の處分則例では最初から善意悪意とは関係なく行為に即して私罪と定める場合もある。この場合の公罪・私罪は伝統中国の行政システム運営上の实用主義を反映する。なるほど、公罪・私罪の規定はある程度官員を行動を導くからこそ、官員のある不正行為を緊急に取り締まろうとすれば、私罪と規定すればその結果を怯える人はその不正行為を避けるだろう。それは本稿「三、官員の公罪・私罪観」で論証した通りである。ただ、上で述べたように、それはすべての官員に納得させたわけではない。公罪・私罪のいずれを選択するジレンマに置かれた官員達には、両方とも避けたい官員は幾らでもいる。

第二は、「贖」という視点から見る仕方である。これは現代法理論の法律犯・自然犯の対比とは全く異なる伝統中国の特有な考え方に基づくものであることは清律の中の「文武官犯公罪」・「文武官犯私罪」という二条文に良く示される。

まず、この条文自体が官員の実刑免除の特権を定めたものであり、それは恐らく古来の「刑は大夫に上さず^{のほ}」という考え方に由来する。「刑は大夫に上さず」とは、官員は罰を科されないという意味ではなく、唐律の中の「官當」・「除免」の如く、在る種の贖の仕方^{のほ}で刑罰を入れ替えることを意味する。唐律では、官品を以て徒刑に代える場合に、若し官品が足りずに代えきれない場合には、その部分について銅を以て贖する⁶⁰。また流以下の罪を犯したときは、贖をすることができる⁶¹。「官當」とは官品を以て罪を贖うことであり、「除免」とは金銭を以て罪を贖うことであると考えることが出来るだろう。ただこうした「官當」・「除免」の規定は清律には現れない。それについて「行政處分の完備と独立に由り、もはや刑律に『官當』・『除名』・『免官』・『免所居官』等の条文を設ける必要性が低くなった」というように説明されることもあるが⁶²、むしろ「官當」・「除名」・「免官」・「免所居官」等の条文の代わりに清律では「文武官犯公罪」・「文武官犯私罪」条が定められたと考える方が素直ではなからうか。ただ既に論述したように、唐律の「官當法」は徒・流という重い刑罰について公罪・私罪を区分して官品に相殺することを許すが、清律の公罪・私

罪の規定は単に笞杖という軽い刑罰に限って、公罪・私罪と区分して罰俸や降級等の行政處分に入れ替えるだけである⁶³。清律では、公罪の場合ですら杖一百の場合に降職調用させ、また私罪の場合には僅かに杖六十以上の場合ならば革職離任するというように、處分が唐律より随分厳しくなっている。正に薛允升が『讀例存疑』において慨嘆したように、清律では「官員の罪は反って平民よりやや重い」のである⁶⁴。

本稿は公罪・私罪を取り上げて、官員に対する處罰の一斑を窺えることを試みた。公罪・私罪という対概念は伝統中国の行政運用上では極めて重要な概念であり、そして官員處罰という膨大なシステムと共同に働くわけである。それを尽くすには本稿だけでは当然足りない。公罪・私罪の法規定と「贖」の法規定等との連動については次の研究課題とする。

(謝辞)

本論文の完成については「上海市人文社科基地華東政法大學外国法と比較法研究項目（基地号：SJ0709）」及び「国家重点學科華東政法大學法律史學科建設項目（學科コード：030102）」の支援を頂いた。ここに記して感謝を示す。

⁶⁰ 『唐律疏議』、名例律二十二「以官當徒不尽」。

⁶¹ 『唐律疏議』、名例律二十一「除免官當敘法」。

⁶² 艾永明『清朝文官制度』商務印書館、2003年、179頁。

⁶³ なお、唐律では流罪以下の笞・杖とその他の軽い刑罰については贖刑の法がある。明清律でも贖刑の法があるが、唐律と異なる内容を持つ。簡単に言えば、贖刑は唐律においては官品保持者（九品以上のすべての官員）を対象とする特権的な処置であるが、宋からは犯

罪者全般に贖罪が認められ始め、明になると贖刑の身分的制約が全く無くなる。梅原郁『前近代中国の刑罰』、京都大學人文科學研究所、1996年、「第5章 宋代の贖銅と罰銅」。陶安あんど「中国刑罰史における明代贖法——唐律的『贖刑』概念との比較——」『東洋史研究』第57巻4号、東洋史研究会、1999年。

⁶⁴ 薛允升、前掲書、「文武官犯私罪」。